

## 平成29年度 (独)工業所有権情報・研修館 知財総合支援窓口事業

相談者の方へ  
～ご相談の前に～

### 愛媛県知財総合支援窓口

1. 知財総合支援窓口では、知的財産の活用全般に関する相談に無料で応じます。

また、専門的なご相談については、弁理士、弁護士など知的財産に携わる専門家（以下、「専門家」という）による助言を提供します。

2. 限られた時間及び資料の範囲内で相談をお受けしアドバイスするため、相談内容について、窓口支援担当者、相談対応者、専門家及び当窓口のいずれも**法的責任を負うものではない**ことを予めご了承ください。

**最終的なご判断はご相談者様ご自身**でお願いします。

3. 知財総合支援窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては**回答できることに限度があり**、また、**ご相談に応じかねる場合もあります**ので、予めご了承ください。

例えば、**出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書などの代理作成は、法律（弁理士法、弁護士法等）で禁止**されております。

また、特許性の判断等につきましても、知財総合支援窓口では判断できず、一般的な見解を示すなどの助言に留まります。

**業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士と個別に代理契約等**していただくようお願いいたします。

#### <留意事項>

窓口において弁理士・弁護士等にご相談後、当該専門家に個別に調査や出願書類作成、出願代理等をご依頼される場合は、専門家との通常の個別委任案件となります。その場合、ご相談者と弁理士・弁護士等との契約関係となるため、当窓口は関与いたしません。

なお、この場合の報酬は当事者間の合意に基づくものとなり、報酬額は難易度や専門家等により異なります。

4. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下、「企業情報等」）は、以下の目的のみに利用いたします。

- ・ 知財総合支援窓口の支援サポート向上
- ・ 知財総合支援窓口の支援手法に関する統計及び分析
- ・ フォローアップ調査等、各種アンケート調査の依頼
- ・ 知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供
- ・ 企業等の知財活用支援に関する政府機関における検討

5. 上記4の目的を達成するため、知財総合支援窓口以外に、本事業の最終責任者である（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）、政府機関（主に特許庁（各経済産業局等の知的財産室を含む））及び機密保持契約を締結した業務委託事業者に企業情報等を提供いたします。

#### ご利用者様アンケートのお願い

より良い知財総合支援窓口にするために、添付しましたアンケート調査にご協力をお願い致します。相談対応後、1週間以内にFAXまたはメールでアンケート事務局までご送付いただくか、知財総合支援窓口にご提出ください。

上記について説明を受け、理解しました。

平成      年      月      日

ご署名

FAXで送信  
してください

### 平成 29 年度 知財総合支援窓口ご利用者様アンケート

FAXで送信  
してください

よりよい知財総合支援窓口にするために、本アンケート調査にご協力ください。

下記にご回答頂き、FAX・メールで送信してください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

アンケート事務局 FAX: 03-6733-1140

E-mail: ipmg@murc.jp

#### I. ご利用頂いた知財総合支援窓口の名称と相談した日時をご記入ください。

|   |                     |         |
|---|---------------------|---------|
| 【知財総合支援窓口の名称】<br>愛媛 都・道 ( 区・市 )<br>府・県 知財総合支援窓口 | 【相談した日】<br>平成 年 月 日 | (窓口使用欄) |
|---|---------------------|---------|

#### II. ご利用頂いた貴社名と利用方法をご記入ください。

|       |   |
|-------|---|
| 【貴社名】 | 【利用方法 (あてはまる番号1つに○)】<br>1. 窓口を訪問した<br>2. 相談員や専門家が訪問してくれた<br>3. 電話、メール、FAX<br>4. その他 ( ) |
|-------|---|

#### III. 知財総合支援窓口を利用して初めての満足度はいかがですか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

|                                    | 満足 | やや満足 | どちらでもない | やや不満 | 不満 |
|------------------------------------|----|------|---------|------|----|
| ①知財総合支援窓口設置場所の利便性 (アクセス)           | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ②建物に入ってから知財総合支援窓口の場所までの誘導・標識の適切さ   | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ③対応した相談員の言葉遣いや傾聴の態度                | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ④対応した相談員の説明のわかりやすさ                 | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ⑤対応した相談員のアドバイスは事業や経営実態を踏まえたものであったか | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ⑥対応した相談員のアドバイスは事業活動の参考になったか        | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |
| ⑦知財総合支援窓口の総合的な満足度                  | 1  | 2    | 3       | 4    | 5  |

※4 (やや不満) もしくは5 (不満) を選択された場合は、その理由についてもあわせてご回答ください。

#### IV. 知財総合支援窓口を利用したことによって、貴社における変化がありましたか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

| ※ここでの「知財活動」とは、企業において知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う活動のことで、例えば以下のようなものを指します<br>・特許等の出願対象の選別、出願から権利化までの手続き<br>・ノウハウなどの秘密情報の管理、知的財産のライセンスや侵害対応<br>・上記に関する社内方針・規程、社内体制の整備や外部専門家の選定など | 変わったように | やや変わった | 変わらない | 変化しなかった | 今回の相談とは関係がない |
|---|---------|--------|-------|---------|--------------|
| ①知財活動の目的、経営上の位置づけを明確にできた  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ②これまで気付いていなかった経営上の課題を認識できた  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ③すでに認識はしていた課題の再確認や優先順位付けができた  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ④知財活動に必要な出願等の手続き、規程・書式類の整備ができた  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ⑤知的財産に関する制度や実務の更なる理解が進んだ  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| <b>任意</b> ※これまでに窓口の相談員や専門家と複数回面談して、以下の⑥～⑨に関する変化が出てきた場合もしくは期待した変化が見られない場合には、⑥～⑨についてもあわせてご回答ください。   |         |        |       |         |              |
| ⑥これまでの支援を通じて、知財活動の意義を社内に浸透させることができた   | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ⑦これまでの支援を通じて、知財活動を推進する組織体制・役割分担が明確化できた  | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ⑧これまでの支援の中で社外の専門家や関係機関と連携することで、事業が活性化した   | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |
| ⑨これまでの支援が販路・取引先の開拓のきっかけとなり、事業が活性化した   | 1       | 2      | 3     | 4       | 5            |

#### V. 知財総合支援窓口において、相談員とは別途の弁理士・弁護士・中小企業診断士等の知財専門家に相談をした場合、あるいは知財総合支援窓口以外の支援先を紹介された場合は、下記にご回答ください。

|  |   |
|--|---|
| 【専門家に相談した場合 (あてはまる番号全てに○)】<br>1. 自社概要だけでなく課題認識も十分に把握していた<br>2. 自社概要については十分に把握していた<br>3. 自社のことをあまり知らなかった<br>4. 自社のことを全く知らなかった | 【支援先を紹介された場合 (あてはまる番号全てに○)】<br>1. 自社概要だけでなく課題認識も十分に把握していた<br>2. 自社概要については十分に把握していた<br>3. 自社のことをあまり知らなかった<br>4. 自社のことを全く知らなかった |
|--|---|

★ご記入頂く貴社名を開示することはございませんが、個人情報を含む貴社名が特定されないよう集計処理をしたうえで、統計結果について、開示することがございます。このアンケートは(独)工業所有権情報・研修館から委託を受けている「窓口機能強化事業事務局」が運営しています。その他、ご意見等ございましたら様式自由にて上記あて先までご連絡ください。(本アンケートのお問い合わせ先: ipmg@murc.jp)

～ ご協力有り難うございました。FAX・メールで送信してください。～